

参議院 文教科学委員会 會議録 第四号

平成二十二年三月二十三日(火曜日)
午後零時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 水落 敏栄君
理事 水岡 俊一君
蓮 舫君
橋本 聖子君
義家 弘介君

委員 大島九州男君
加藤 敏幸君
神本美恵子君
亀井 郁夫君
鈴木 寛君
藤谷 光信君
横峯 良郎君
北川イッセイ君
中曽根弘文君
山下 栄一君

衆議院議員

修正案提出者 富田 茂之君

国務大臣 文部科学大臣 川端 達夫君

副大臣 文部科学副大臣 鈴木 寛君

事務局側 常任委員会専門員 渡井 敏雄君

本日の会議に付した案件

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(水落敏栄君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を徴収いたします。川端文部科学大臣。

○国務大臣(川端達夫君) 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、高等学校等は、その進学率が約九八％に達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用について社会全体で負担していくことが要請されております。

また、高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっております。

さらに、諸外国では多くの国で後期中等教育を無償としており、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約においても中等教育における無償教育の漸進的な導入について規定されておりますが、我が国はこの規定を留保していることから、この留保の撤回に向けた施策を進めることが求められております。

この法律案は、このような観点から、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするともに、私立高等学校等の生徒がその

授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、公立高等学校については、原則として授業料を徴収しないものとするともに、これに要する経費について地方公共団体に交付するものであります。

第二に、私立高等学校等に在学する生徒は、高等学校等就学支援金の受給資格について都道府県知事等の認定を受けて、一定額の高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするともに、その保護者等の収入の状況に照らして特に経済的負担を軽減する必要がある生徒については、支給額を増額することとしております。また、高等学校等就学支援金は、私立高校等の設置者が生徒に代わって受領し、生徒の授業料に充てるものとしております。なお、この支給に要する費用の全額は、国が都道府県に交付することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいとさせていただきます。

○委員長(水落敏栄君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員富田茂之君から説明を徴収いたします。富田茂之君。

○衆議院議員(富田茂之君) ただいま議題となりました公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、その趣

旨及び内容を御説明申し上げます。

本修正案は、本法律案施行後の高等学校等における教育の充実の状況、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減の状況等を踏まえ、この制度のより一層の充実を図るため、本法律案の附則に、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする旨の規定を加えるものであります。

以上が本法律案の衆議院における修正部分の趣旨及び内容でございます。

何とぞ、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(水落敏栄君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(水落敏栄君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することについて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

三月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 公立高等学校に係る授業料の不徴収(第三条)

第三章 高等学校等就学支援金の支給(第四

第四章 雑則(第十六条―第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

一 高等学校(専攻科及び別科を除く。以下この条及び第四条第三項において同じ。)

二 中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。次項及び第四条第三項において同じ。)

三 特別支援学校の高等部

四 高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)

五 専修学校及び各種学校(これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであつて、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの(第五条及び第七条第一項において「特定教育施設」という。)を含む。)

2 この法律において「公立高等学校」とは、地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。

3 この法律において「私立高等学校等」とは、公立高等学校以外の高等学校等をいう。

第二章 公立高等学校に係る授業料の不徴収

第三条 学校教育法第六条本文の規定にかかわらず、公立高等学校については、授業料を徴収しないものとする。ただし、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないとして認められる特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 国は、公立高等学校における教育に要する経費のうち、前項の規定の適用がないとしたならば地方公共団体が徴収することとなる授業料の月額標準となるべき額として政令で定める額(第六条第三項において「公立高等学校基礎授業料月額」という。)を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する金額を地方公共団体に交付する。

第三章 高等学校等就学支援金の支給(受給資格)

第四条 高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)は、私立高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に對し、当該私立高等学校等(その者が同時に二以上の私立高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の私立高等学校等の課程)における就学について支給する。

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一 高等学校等(修業年限が三年未満のものを除く。)を卒業し又は修了した者

二 前号に掲げる者のほか、私立高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者

3 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等に在学していた月(その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月)にあっては、一月を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

(受給資格の認定)

第五条 前条第一項に規定する者(同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する私立高等学校等(その者が同時に二以上の私立高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の私立高等学校等の課程)の設置者を通じて、当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事(当該私立高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該私立高等学校等が特定教育施設である場合を除く。)にあっては、都道府県教育委員会)に對し、当該私立高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

(就学支援金の額)

第六条 就学支援金は、前条の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)がその初日において当該認定に係る私立高等学校等(以下「支給対象高等学校等」という。)に在学する月について、

月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額(授業料の額が月額その他月額以外の方法により定められている場合にあっては、授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額をいい、受給権者が授業料の減免を受けた場合にあっては、文部科学省令で定めるところにより当該授業料の月額から当該減免に係る額を控除した額をいう。)に相当する額(その額が支給対象高等学校等の設置者、種類及び課程の区分に応じて政令で定める額(以下この項において「支給限度額」という。)を超える場合にあっては、支給限度額)とする。

2 支給対象高等学校等が政令で定める私立高等学校等である受給権者であつて、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)その他の受給権者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者(以下この項及び第十七条第一項において「保護者等」という。)の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものとして政令で定めるものに対して支給される就学支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に政令で定める額を加えた額」とする。

3 第一項の支給限度額は、公立高等学校基礎授業料月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

(就学支援金の支給)

第七条 都道府県知事(支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。))にあっては、都道府県教育委員会(以下同じ。))は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。

前項の規定により当該月に係る就学支援金の支給が停止された月は、第四条第三項の規定による同条第二項第二号の期間の計算については、その初日において私立高等学校等に在学していた月には該当しないものとみなす。

(支払の調整)

設置するものである場合（当該私立高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会」とあるのは「文部科学大臣」と、第七条第一項中「都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県

3 都道府県の設置する私立高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第五条、第八条及び第九条第一項の規定の適用については、第五条中「設置者を通じて、当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事(当該私立高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該私立高等学校等が特定教育施設で

第十七條 都道府県知事(第十四條第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣)は、この法律の施行に必要なる限度において、受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者(国及び都道府県を除く)若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 第十七条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 第五条(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第七条第一項、第九条第一項(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第十一条第一項及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の罰金刑を科する。

(文部科学省令への委任)
第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、文部科学省令で定める。

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(罰則)
第二十条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、同法による。

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(地方自治法の一部改正)
地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第 号)

第五条(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第七条第一項、第九条第一項(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第十一条第一項及び第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

(地方財政法の一部改正)

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

二十九 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に要する経費

三月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第四一〇号)(第四三三号)

第四一〇号 平成二十二年三月五日受理

教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 京都市伏見区小栗栖森本町二〇ノ一七 黒瀬章 外七千九百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第四三三号 平成二十二年三月十一日受理

教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 石川県金沢市無量寺町子二一五 佐々木彦人 外七千九百九十九名
紹介議員 岡田 直樹君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。